

所属機関長殿

創立25周年記念特別研究助成金のご案内について

拝啓 時下ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

平素は、本財団の活動に格別なるご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

ご承知の如く本財団は、研究助成事業と顕彰事業を2本の柱とする事業を展開しております。

さて、平成29年度の研究助成事業として「臨床検査、衛生検査及びこれらに係る基礎医学に関する調査並びに研究」の領域でより優れた学術研究・業績テーマに対して研究助成を行います。本年度は本財団創立25周年の記念の年であり、創立以来続けておりますこの研究助成事業も記念すべき節目の第25回の贈呈となります。つきましてはこれを記念いたしまして「創立25周年記念特別研究助成金」を設けました。

早速ながら、本年度の研究助成金申請書を作成しましたのでお届けいたします。ご多忙中のところ、恐縮ではございますが貴機関の関係者にご伝達の上、平成29年5月31日(水、当日消印有効)までに、申請者ご自身から本財団宛申請くださいますようお願いの程、ご案内かたがたお願い申し上げます。

敬具

平成29年3月吉日

公益財団法人 黒住医学研究振興財団

代表理事・理事長 河合



※公益財団法人 黒住医学研究振興財団の事務局は
東京都台東区台東4-19-9 山口ビル7 栄研化学株式会社内にあります。
TEL 03-5846-3504 FAX 03-5846-3514
URL <http://www.kmf.or.jp> E-mail: info@kmf.or.jp

公益財団法人 黒住医学研究振興財団
創立25周年記念特別研究助成金 募集要項

1. 研究助成事業の対象

研究助成は、臨床検査、衛生検査及びこれらに係る基礎医学に関する調査並びに研究で、より優れた学術研究・業績を研究助成事業の対象を主眼としています。

2. 応募資格

医学関連の学会、研究会、研究機関等において、本研究助成事業の対象領域において調査、研究に積極的に取り組もうとする団体とします。

ただし、営利事業を主としている団体は除きます。

3. 対象領域

臨床検査、微生物検査の標準化

4. 募集期間

平成29年3月10日（金）から平成29年5月31日（水）までとします。

なお、郵送の場合は当日の消印まで有効です。

5. 研究助成件数及び研究助成額

研究助成額は総額1,000万円を限度とし、2件以上とします。

研究期間は、原則として1年間としますが、終了しない場合は中間報告として研究・会計報告書を提出していただきます。

6. 応募方法

所定の申請書に必要事項を原則としてワープロソフトにより黒インクで記入し、本財団研究助成金選考委員会宛に送付してください。

なお、提出数は「原本と複写2部」の合計3部を送付してください。

☆財団ホームページ募集要項から Word 2003 ファイルで申請書をダウンロードすることができます。

7. 審査方法及び通知

本財団の委嘱する審査委員が審査したあと、選考委員会で選考審査を行い、理事会で決定します。その結果は、本財団ホームページに掲載し、受贈者にその旨を通知いたします。

8. 研究助成金の贈呈

平成29年10月27日（金）の小島三郎記念文化賞贈呈式にあわせて、研究助成金を贈呈します。

9. 受贈者の研究助成金受領後の義務

本財団の研究助成金募集要項により手続きを行っていただきますが、本財団の年報発行のため、次の①、②、④の事項を研究助成金受領後(贈呈式後)、1年以内に本財団事務局へ提出していただきます。

- ① 研究結果については2,000字以内の報告書の提出
- ② 会計報告の提出
- ③ 研究結果を発表する口頭発表(記録あり)、論文発表等には本財団の研究助成を受けた旨の附記(英字表記の場合は、「KUROZUMI MEDICAL FOUNDATION」)
- ④ 継続研究の場合は中間報告書の提出

※「研究報告書」の本財団事務局への提出が確認できなかった場合は、当該研究課題について贈呈した研究助成金の贈呈決定の取り消し及び返還を求め、所属する研究機関の名称等の情報を公表する場合があります。

10. 申請書類の提出先

〒110-8408

東京都台東区台東4-19-9 山口ビル7 栄研化学株式会社内

公益財団法人 黒住医学研究振興財団 研究助成金選考委員会 宛

(問い合わせ先)

公益財団法人 黒住医学研究振興財団 事務局

TEL 03-5846-3504

FAX 03-5846-3514

E-mail info@kmf.or.jp

附記 ○必ず公益財団法人黒住医学研究振興財団のホームページから申請書をダウンロードしてご使用ください。(研究助成金申請用紙とは別になりますのでご注意ください。)

URL <http://www.kmf.or.jp/>

- 団体代表者は団体の理事長、学会長、大学長、研究所長及びそれに相当する職域の長であること。
- 応募の書類は一切返却いたしません。